

学校生活の状況について

標記の件について、下記のとおり報告します。

- | | | |
|---|-----------------------|---------|
| 1 | 令和5年度(2023年度)生徒指導のまとめ | P 2～13 |
| 2 | 小学校での食育の取組について | P 14 |
| | 〈参考資料〉(2月～4月)はぐくみ | P 15～17 |

令和5年度（2023年度）

生徒指導のまとめ

城陽市小中高生徒指導連絡会
城 陽 市 教 育 委 員 会

令和５年度 城陽市における小・中学校問題行動等の概要

(令和５年４月１日～令和６年３月３１日)

城陽市教育委員会 学校教育課

１ 問題行動の概要

(１) 小学校の状況と概要

①件数及び指導人数の状況

- ・問題行動の総件数は97件で、前年度より16件増加
- ・総指導人数は132人で、前年度より９人増加

②学年別指導人数の状況

- ・学年別指導人数は、前年度と比べ、１年生、２年生、３年生で増加

③男女別指導人数の状況

- ・男子が109人（全体の82.6％）で、前年度より19人増加
- ・女子は23人で、前年度より10人減少

④月別の指導件数と指導人数の状況

- ・指導件数は９月が最も多く、次に11月と続く
- ・指導人数は11月が最も多く、次に９月と続く

⑤概要

前年度と比べ、全体的に指導人数・件数が増加している。５月にコロナが感染法上５類に位置づけられ、教育活動における制限がなくなったため子どもたちのトラブルが増加した。特に低学年での事象が増加した。「その他」の事象が全体の72.2％を占めており、その主な内容は、児童間トラブル（けんかやからかい等）が多く、金銭持ち出しや万引きもある。

「不登校」については前年度と比べ、８人増加しており、５年生と６年生が多い状況である。

(２) 中学校の状況と概要

①件数及び指導人数の状況

- ・問題行動の総件数は245件で、前年度より104件増加
- ・総指導人数は384人で、前年度より89人増加

②学年別指導人数の状況

- ・学年別指導人数は、前年度と比べ、３年生で大きく増加

③男女別指導人数の状況

- ・男子が315人（全体の82.0％）で、前年度より88人増加
- ・女子は69人で、前年度より１人増加

④月別の指導件数と指導人数の状況

- ・指導件数は５月が最も多く、次に６月と続く
- ・指導人数は６月が最も多く、次に９月と続く

⑤概要

前年度と比べ、大きく問題行動は増加している。特に、一部の同じ生徒が器物破損やルール違反を頻繁に繰り返していた。また、コミュニケーション不足を起因とした生徒間でのトラブルや喧嘩が増加している。「その他」の事象が全体の84.5％を占めており、その主な内容は、生徒間トラブル（けんかやからかい・いやがらせ）が多く、スマートフォン等不要物の持ち込みや使用、テストの改ざんといったルール違反や教師反抗もある。

「不登校」については前年度と比べ、2人増加しており、3年生の人数が多い。

(3) 全体的な傾向と考察

- ① 「暴力的事象」(生徒間暴力、対教師暴力、対人暴力) また、器物損壊や恐喝については、小学校では特に低学年で、他者との関わりの中でトラブルが発生してけんかに発展している傾向にある。中学校については生徒間暴力や対教師暴力が増加しており、引き続き、「暴力は如何なる理由があろうとも絶対に許されない行為である」という認識で、全教職員が共有し、毅然と対応し継続的な指導を進めて行かなければならない。また、保護者とも連携を密にし、特に課題のある児童生徒には、指導と支援を粘り強く続けてきた。

小・中学校とも、1学期中頃からの学校生活に慣れた時期からトラブルが多くなる傾向がある。お互いに上手にコミュニケーションがとれるような指導をしていく必要がある。

- ② 「不良行為等に関わる事象」(悪質ないたずら、無断外泊・家出等) については、小学校では火遊びが1件発生した。中学校では喫煙や無断外泊が発生した。小・中学校ともに不良行為の発生件数は近年減少傾向にあるものの引き続き指導は必要である。

また、「窃盗的事象」(万引き、金銭物品盗、金銭持出等) については、小学校では「万引き」「金銭持出」「金銭物品盗」の事象が8件発生した。中学校では「金銭持出」「金銭物品盗」の事象が4件発生した。「窃盗的事象」については小学校で発生件数が多い状況である。

各学校では、警察等の協力を得て「非行防止教室」を全校で実施し、規範意識の向上に努め、小学校においては、中学年に対象を広げ、また中学校においては、夏休み以降に事象が増加することから早い段階で実施している。

- ③ 昨年度までと同様に、小・中学校とも事象全体の中で「その他」の事象が大きな割合を占めている。その主な内容としては、「生徒間トラブル(けんかやからかい・いやがらせ)」「ルール違反」「教師反抗」「授業エスケープ」等があげられる。

また、スマートフォンやパソコン・タブレットによるLINE・インターネット等のメディアを介しての「ネットによるトラブル」もあり、これらの事象は、いじめや大きな犯罪につながる可能性があり、その危険性や情報モラルについて正しく理解し、またその活用方法についても指導し、徹底していく必要がある。

- ④ 不登校児童生徒数は、前年度と比べると、全国的に増加傾向にある中、小学校、中学校ともにほぼ横ばいである。不登校児童生徒に対してきめ細かく柔軟な対応が必要である。特に特別な支援を要する児童生徒も多く、状況把握をしっかりと行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の有効的な活用と、適応指導教室の活用も含めた、より丁寧な指導が必要である。また、関係機関との連携を進めることも効果的であると考え。学校において組織的に対応するとともに今後もより丁寧に寄り添い、保護者と連携しながら継続的な指導と支援を行うことが大切であると考え。

2 指導課題

(1) 生徒指導の三機能を生かした教育活動の展開

生徒指導の三機能(自己存在感、共感的人間関係、自己決定)をあらゆる教育活動の場に生かすことで、生徒指導のねらいである「自己指導能力」の育成を図ることができる。

- ① 「自己存在感を与える」

達成感や成就感を味わうことで、自己存在感（自分が価値のある存在である）を実感する。

②「共感的人間関係を育成する」

互いを尊重し認め合い、共感的に理解し協力し合える人間関係を築く。

③「自己決定の場を与える」

自らの課題を見出し、自ら考え、判断し行動する。これらの視点をあらゆる教育活動の場面で持つことが大切である。

(2) 児童生徒の規範意識の醸成

学校や社会のきまり・ルールを守ることの意義や重要性などの規範意識の醸成を図るために、学級活動や道徳、「非行防止教室」などを積極的に活用し、日々の教育活動全体を通じて、繰り返し粘り強く指導することが求められている。

規範意識の醸成は家庭におけるしつけが核になるが、学校はそれを社会に生きる人間の生き方として深めていく役割を担っている。学校と家庭、地域との協力・連携により、規範意識の醸成に努めていくことが重要である。

(3) 指導体制の確立と組織的・計画的な指導の推進

生徒指導は、全ての教育活動を通じて、全教職員が協力して進める必要があり、そのためには、全教職員が方針や取組等を共通理解し、協働体制を築くことが大切である。また、児童生徒一人一人の自己実現を援助するためには、全教育活動においてねらいを明確にし、組織的・計画的に生徒指導を推進する必要がある。

生徒指導の全体計画・年間計画の作成については、児童生徒の課題を十分に把握・分析し、家庭や地域社会との連携やそれらが持ち合わせている教育力を十分に活用するという視点も大切である。

(4) いじめの未然防止、早期発見・早期対応できる体制づくり

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものでもあり、また、極めて深刻な事態となる危険性がある。このことを教職員一人一人が常に意識し、未然防止、早期発見・早期対応に向けて学校全体として組織的に取り組むことが必要であり、次のような視点を持つことが大切である。

- ① 「いじめは絶対に許さない」という姿勢を、児童生徒に示し、徹底するとともに、道徳や学級活動等をはじめ、全教育活動を通じて児童生徒の人権意識を更に高める指導を行う。
- ② 教師と児童生徒の信頼関係を築くとともに、児童生徒がいつでも気軽に教師に相談できる雰囲気づくりに努める。また、「スクールカウンセラー」や「心の居場所サポーター」、「まなび・生活アドバイザー」などの積極的な活用を図る。
- ③ いじめアンケート調査、教育相談活動、作文や生活記録ノート、行動観察等多面的な情報収集に努める。また、教職員が日常的にアンテナを高く張って、児童生徒から発信される危険信号を見逃さずキャッチすることも大切である。
- ④ 「城陽市いじめ防止基本方針」や各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、学級担任だけではなく、学年や学校全体で組織的で総合的な力、チームで対応する。また、学校のみで解決することに固執せず、必要に応じて関係機関等の活用、連携をして指導にあたる。
- ⑤ インターネットやスマートフォンを利用したいじめ（ネットいじめ）への対応として、児童生徒に対する危険性や情報モラルに関する指導を進めるとともに、保護者や地域に対しても幅広く情報提供や啓発活動を進める。
- ⑥ いじめの指導が終了したその後も十分注意を払い、見守りを続け、いじめが解消に至った後も日常的に注意深く観察を行い、継続的にきめ細かな指導を行う。

(5) 教育相談の充実と不登校児童生徒への対応

教職員は、児童生徒との日常の何気ない会話も教育相談の一つと捉え、子どもの心の葛藤や不満、悩みや不安といった内面の理解に努めることが必要であり、教師自身がカウンセリングマインドを身に付けることが大切である。

そして、不登校児童生徒の態様は多様化しており、その対応についても個々の児童生徒の状況に応じた支援が必要である。不登校児童生徒の対応については、次のような支援が考えられる。

- ① 学校に登校できるが教室に入りにくい児童生徒に対しては、校内適応指導教室や放課後登校による相談活動や学習支援等を進める。
- ② 外出することはできるが、学校には登校できない児童生徒に対しては、城陽市適応指導教室（ふれあい教室）への通室やメタバース（仮想空間）での教育相談、フリースクール等への通室を呼びかける。
- ③ 家庭にひきこもり傾向の児童生徒に対しては、担任等による家庭訪問を行う。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携を行い、個々のニーズにあった放課後登校等の具体的な支援を行う。

また、保護者への相談活動も重要であり、保護者がスクールカウンセラー等への相談を通して心の安定を図ることができ、その結果、子どもの安定につながることも期待できる。

(6) 家庭、地域、関係機関との更なる連携強化

現在の児童生徒の問題行動は、学校の指導体制や相談体制だけでは十分に対応できない場合がある。児童生徒が内面に深刻な問題を抱えている場合、普段表面化しなくても、問題行動が突如出てくる場合がある。さらに、学校の教育的レベルを超えた犯罪的な行為や危険な行為、医療の専門的知識が要求される問題、児童虐待など家庭の養育環境から生じる問題など、学校の教育力だけでは対処しきれない問題も増加している。

児童生徒の健全な育成を図るためには、学校・家庭や地域、関係機関等が、相互のネットワークを形成し、連携を深めていくことが必要である。

(7) 緊急問題への対応 <緊急問題が生じた場合の対応の一例>

※ 必要なメモ、記録、文書の作成及び公文書としての整理と保存

- ① 事実を正確に把握した初期対応
- ② 校長（教頭）への連絡と生徒指導主任、学年主任への連絡
- ③ 情報の収集・整理と当面の方針の決定
- ④ 全教職員で事実と方針の確認
- ⑤ 本人の指導と家庭への連絡（保護者招校、家庭訪問等）
- ⑥ 市教育委員会への連絡と連携
- ⑦ 関係機関への連絡と連携
- ⑧ 二次的事象発生の防止（全体指導等）
- ⑨ 窓口の整理（報道等への対応）
- ⑩ 事後処理と課題の整理
- ⑪ 教材化・教訓化による教職員の資質向上

※ 緊急問題の対応に当たっては、組織性と機動性が問われる。まず、事実を正確に把握することが必要である。さらに、全教職員が事実と当面の対応、方針を共通理解し、解決に向けての各自の役割を果たすことが大切である。

令和5年度 城陽市小・中学校における問題行動の件数及び指導人数

令和5年4月1日～令和6年3月31日 ()内は令和4年度

校 種		小 学 校				中 学 校			
事 象		件 数	人 数			件 数	人 数		
			男 子	女 子	合 計		男 子	女 子	合 計
問 題 行 動	暴 徒 間	9 (7)	16 (11)	0 (2)	16 (13)	5 (4)	7 (5)	0 (0)	7 (5)
	対 教 師	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	6 (4)	6 (2)	0 (2)	6 (4)
	対 人	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	器 物 損 壊	7 (6)	7 (6)	0 (0)	7 (6)	18 (4)	28 (6)	1 (0)	29 (6)
	恐 喝	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	万 引 き	3 (3)	3 (1)	0 (3)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	金 銭 物 品 盗	1 (2)	0 (2)	1 (0)	1 (2)	3 (0)	3 (0)	0 (0)	3 (0)
	バク・自転(動)車盗	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	金 銭 持 出	4 (3)	2 (3)	2 (0)	4 (3)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
	火 遊 び	1 (2)	1 (2)	0 (3)	1 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	喫 煙	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
	飲 酒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	薬 物 乱 用	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	悪質なたずね・不健全な遊び	1 (2)	0 (2)	1 (1)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	無断外泊・家出	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)
	わいせつ行為	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)
	不健全性的行為	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	70 (54)	79 (61)	19 (24)	98 (85)	207 (129)	267 (214)	66 (66)	333 (280)
	計	97 (81)	109 (90)	23 (33)	132 (123)	245 (141)	315 (227)	69 (68)	384 (295)

不 登 校 等	不登校	29 (21)	14 (13)	15 (8)	29 (21)	67 (65)	29 (27)	38 (38)	67 (65)
	その他(自殺・被害)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	29 (21)	14 (13)	15 (8)	29 (21)	67 (65)	29 (27)	38 (38)	67 (65)

令和5年度 上位事象の状況（件数） <令和5年4月～令和6年3月>

【小 学 校】

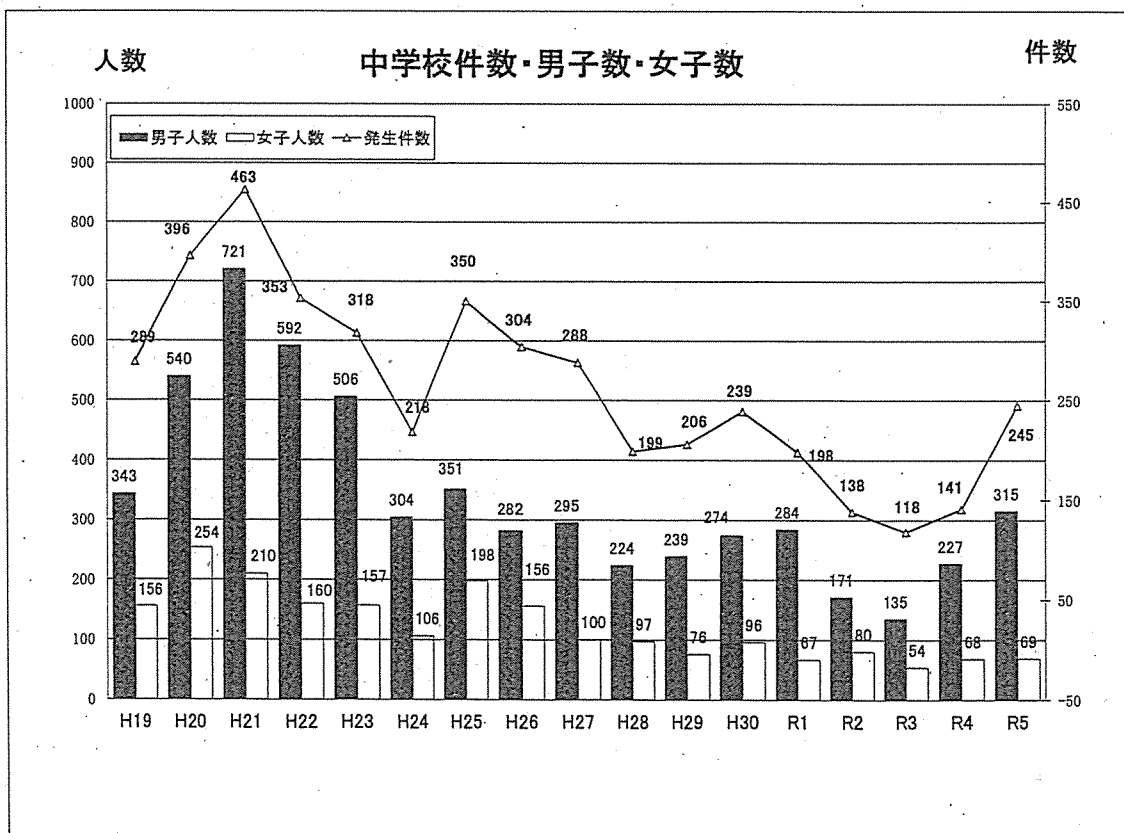
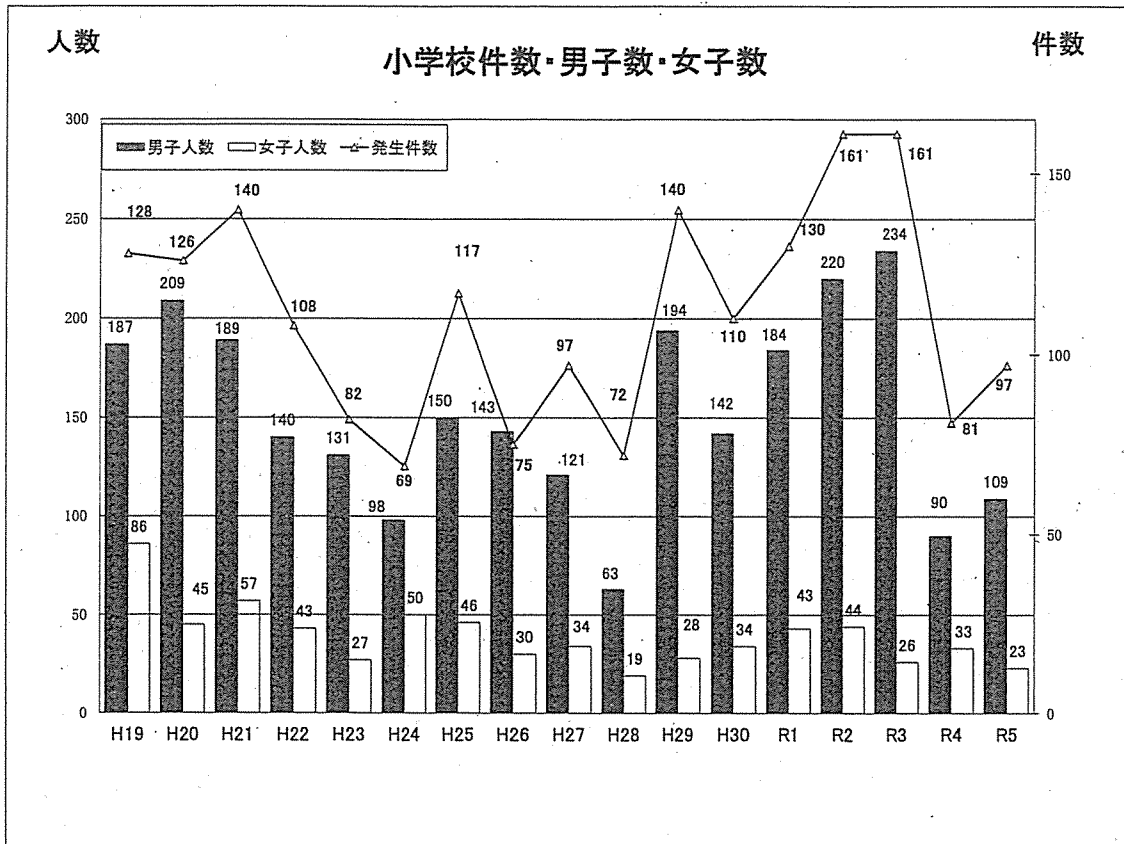
順位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
1	生徒間暴力	19件	生徒間暴力	7件	生徒間暴力	9件
2	対教師暴力	13	器物破損	6	器物破損	7
3	器物破損	11	万引き	3	金銭持出	4
4	金銭物品盗	4	金銭持出	3	万引き	3
5	金銭持出	2	対教師暴力	2	対人暴力	1
6	悪質ないたずら・不健全な遊び	1	悪質ないたずら・不健全な遊び	2	悪質ないたずら・不健全な遊び	1
7			金銭物品盗	2	金銭物品盗	1
8			火遊び	2	火遊び	1
	その他	111	その他	54	その他	70
	不登校	32	不登校	21	不登校	29

【中 学 校】

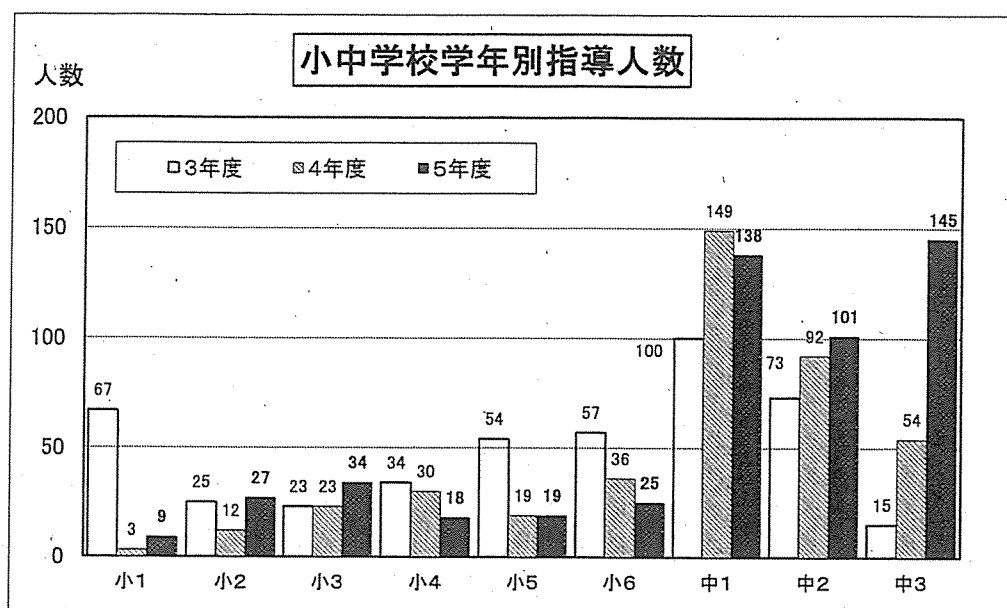
順位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
1	生徒間暴力	5件	生徒間暴力	4件	器物破損	18件
2	バイク、自転車盗	2	対教師暴力	4	対教師暴力	6
3	無断外泊・家出	2	器物破損	4	生徒間暴力	5
4	対教師暴力	1			金銭物品盗	3
5	器物破損	1			無断外泊・家出	2
6	万引き	1			わいせつな行為	2
7	金銭物品盗	1			金銭持出	1
8	わいせつな行為	1			喫煙	1
9						
	その他	104	その他	129	その他	207
	不登校	88	不登校	65	不登校	67

問題行動の状況

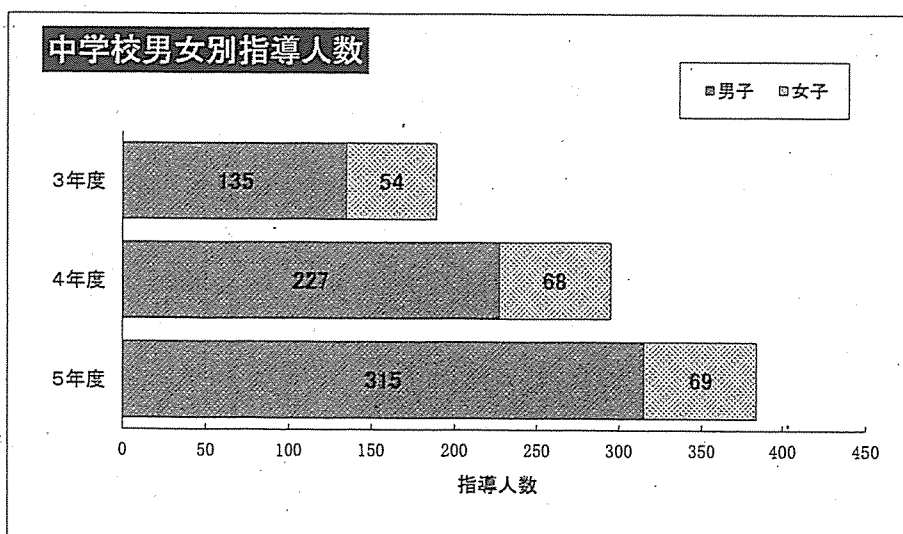
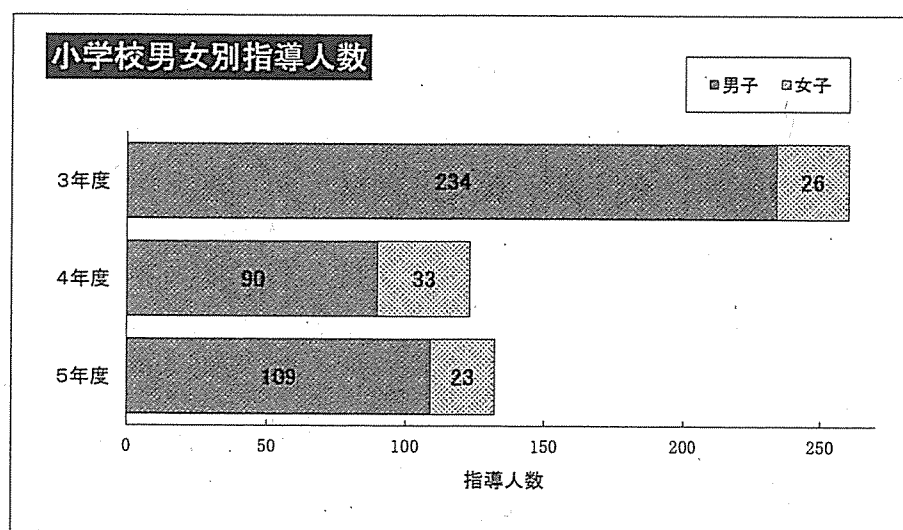
1 件数及び人数



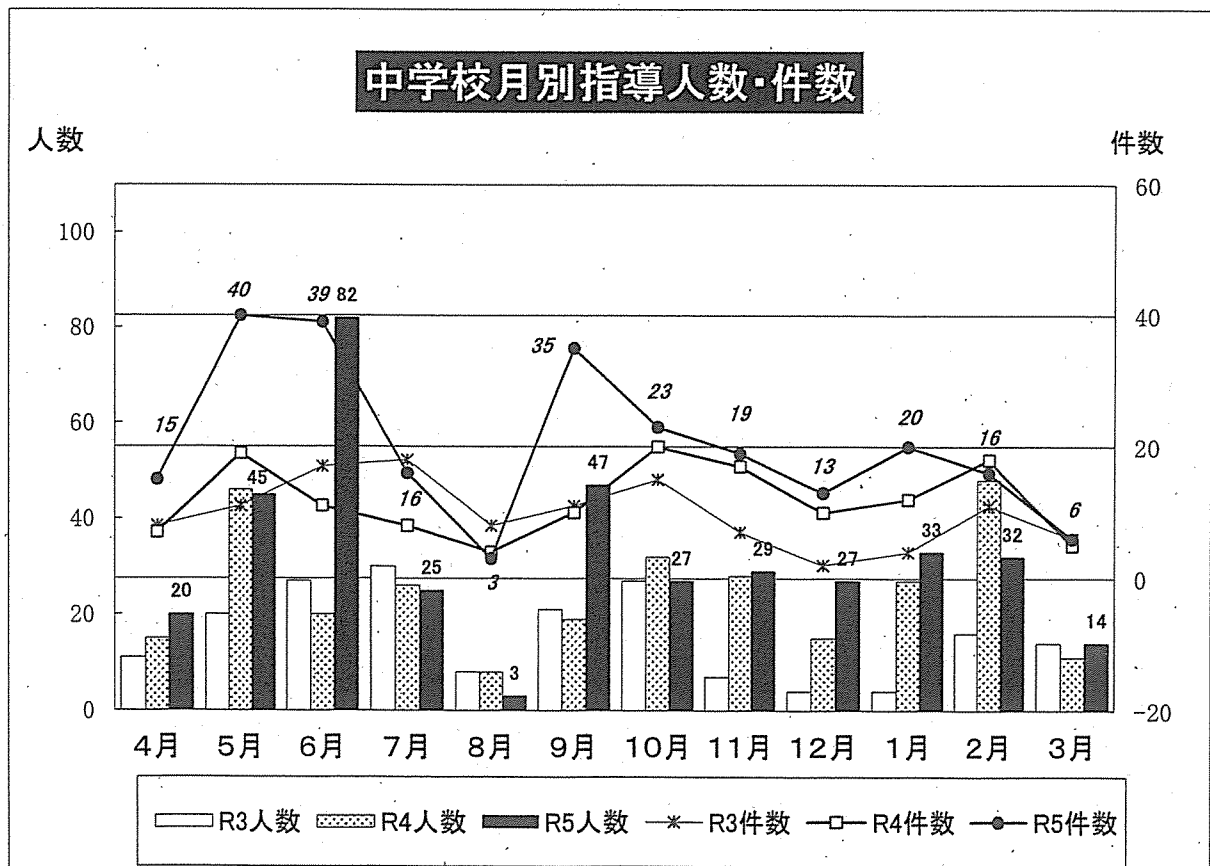
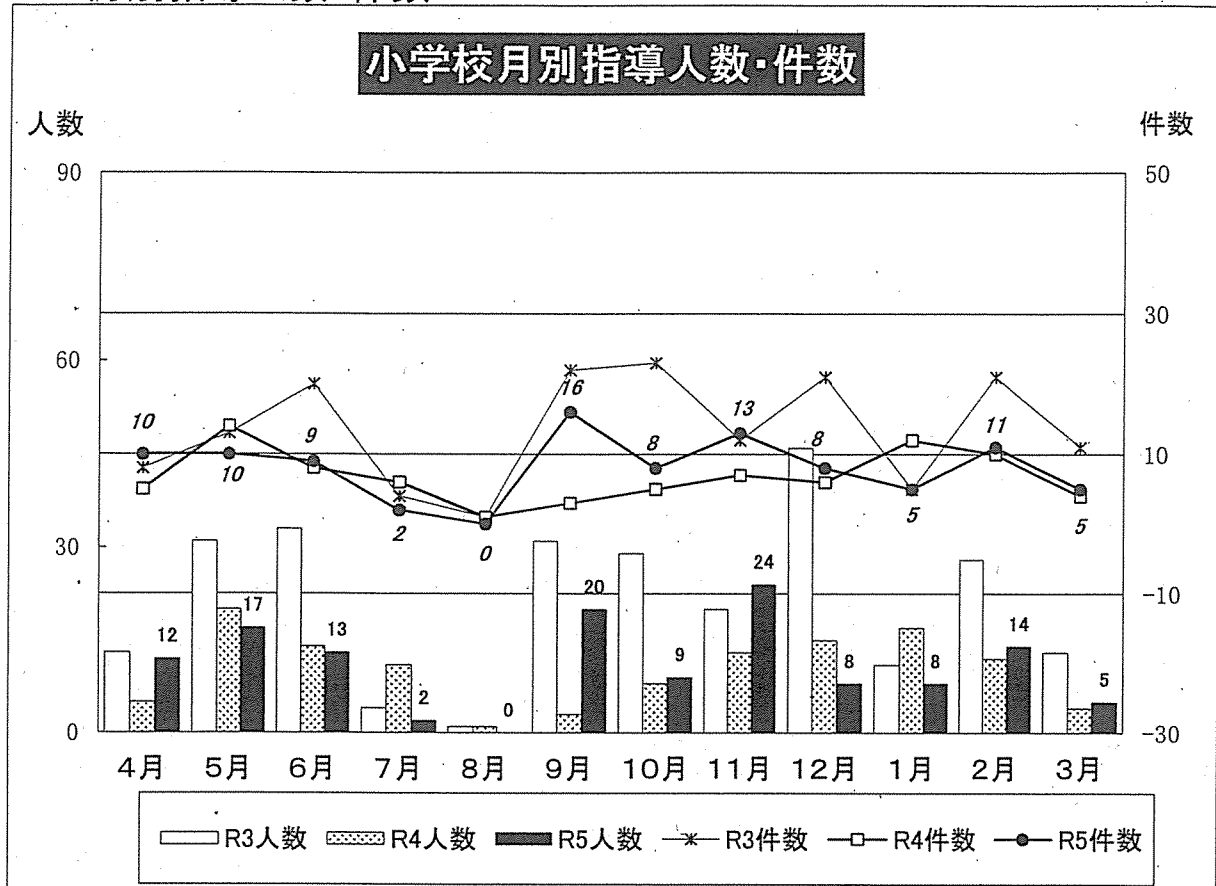
2 学年別指導人数



3 男女別指導人数

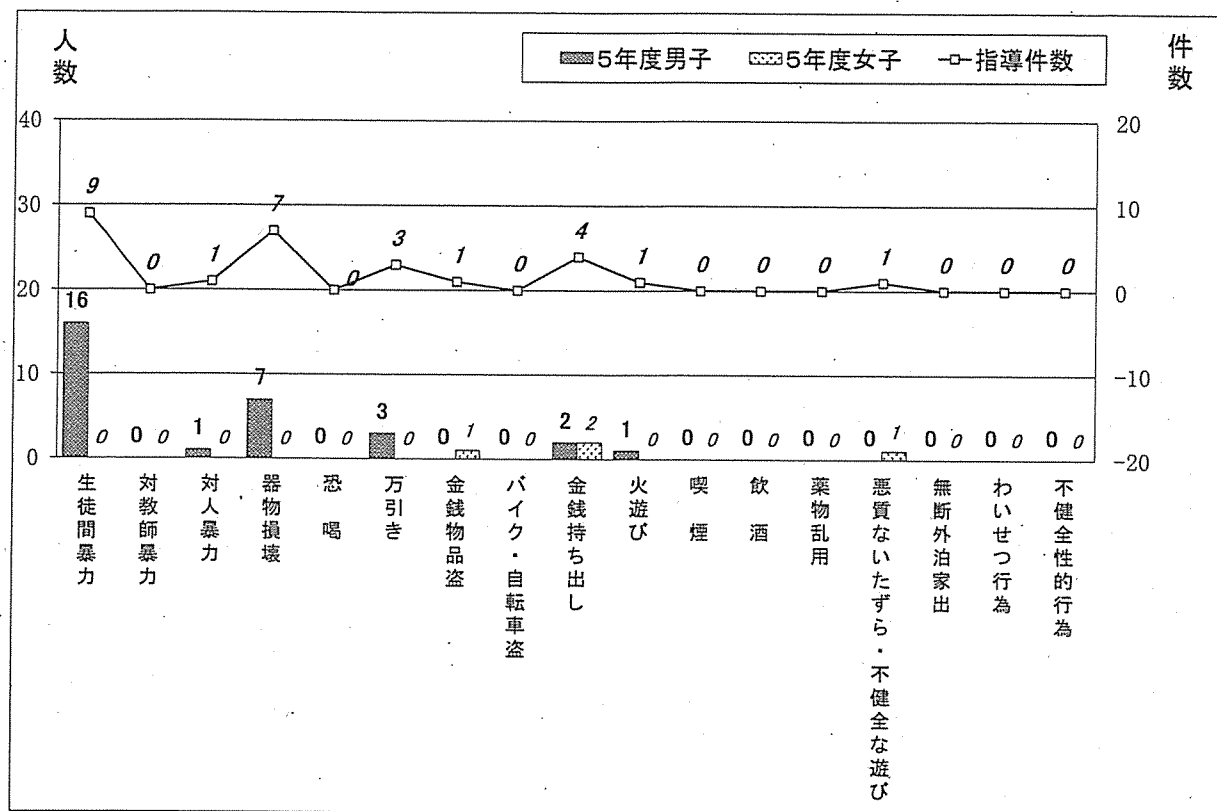


4 月別指導人数・件数

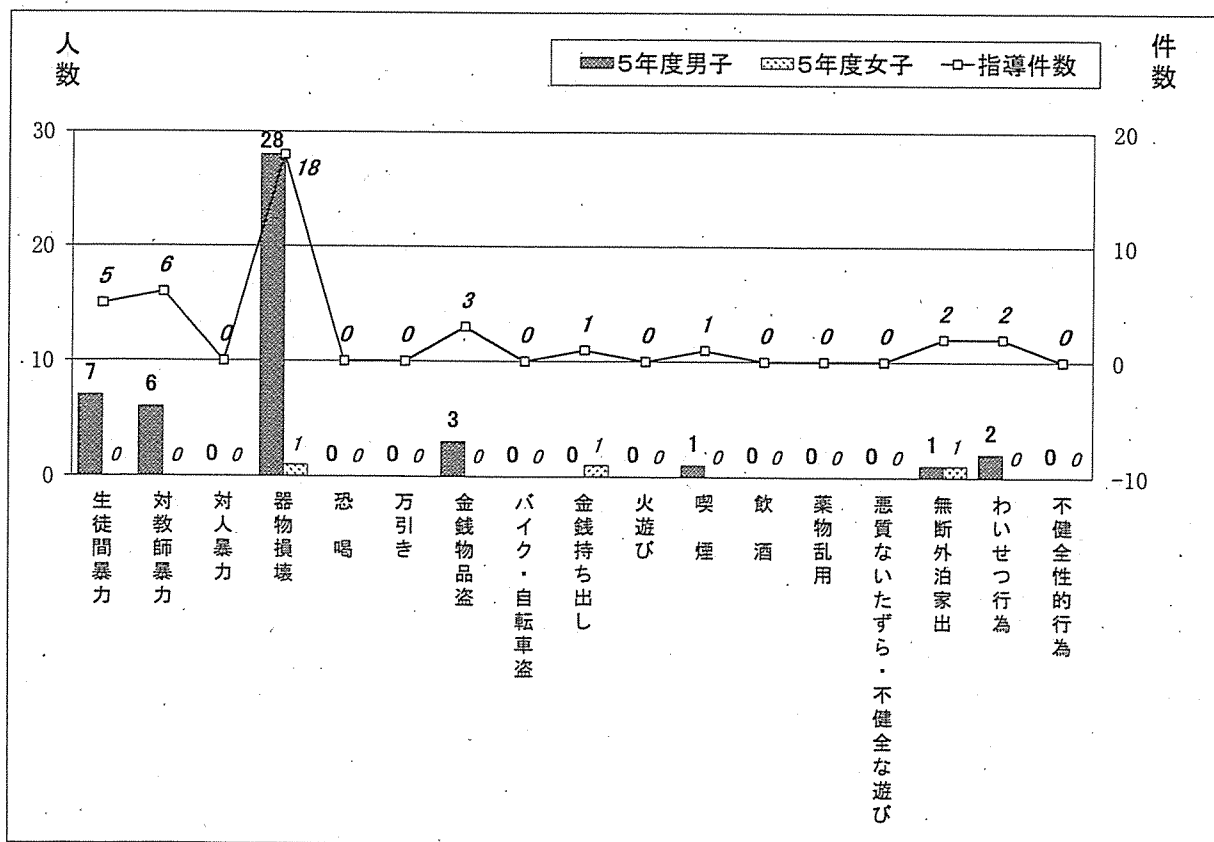


5 事象別指導人数・件数

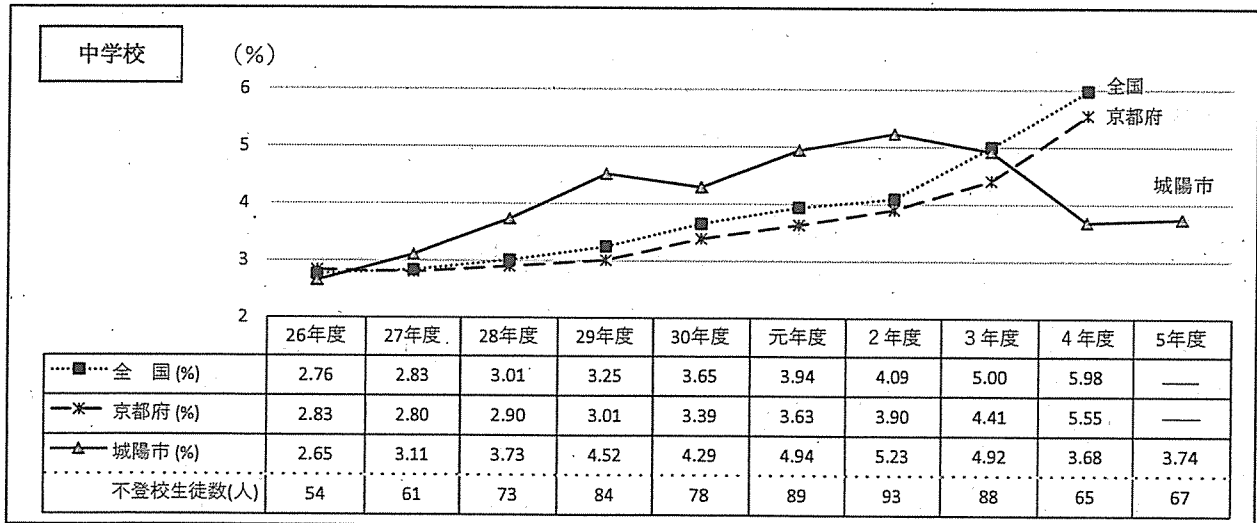
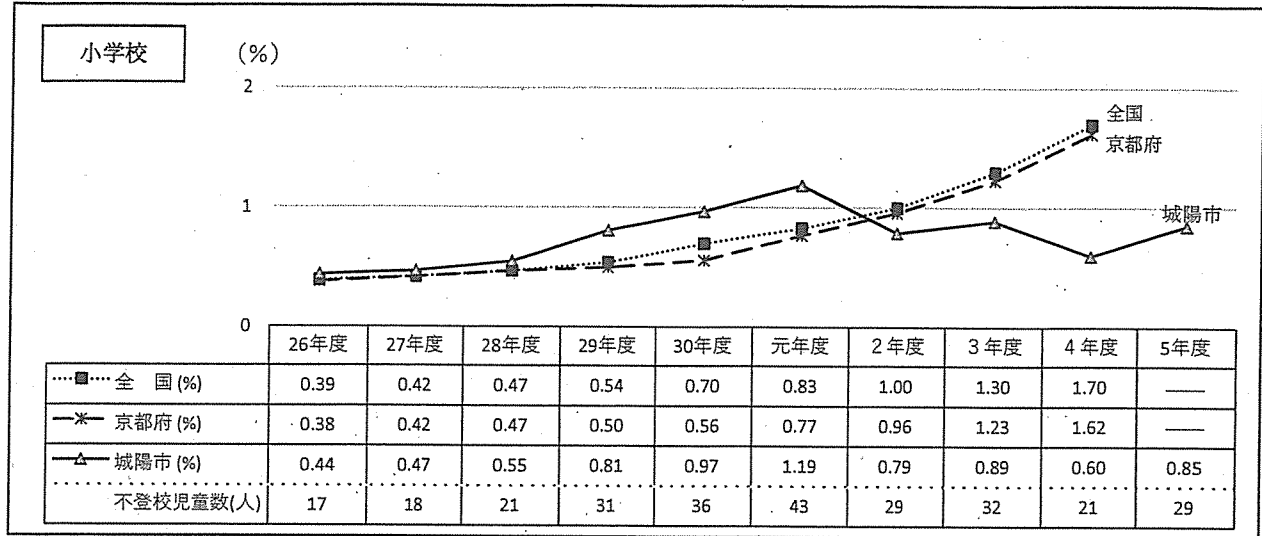
<小学校>



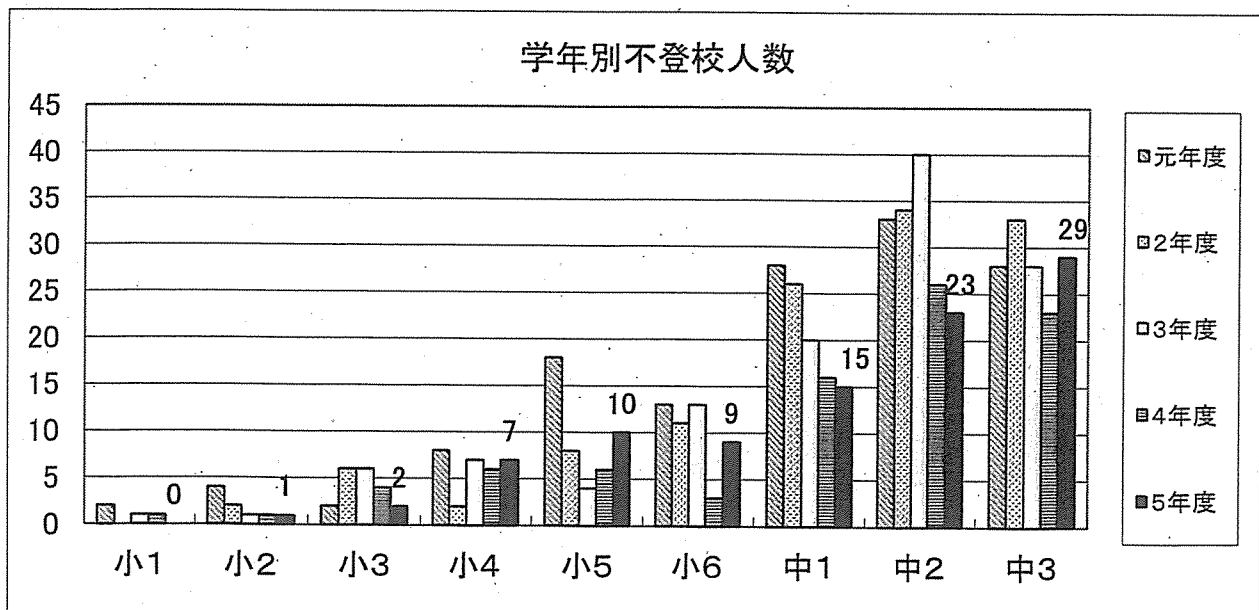
<中学校>



6 不登校児童生徒数の推移



7 学年別不登校人数



小学校での食育の取組について

1 学校教育における食育

成長期にある児童が望ましい食習慣を身に付けることは、生涯に渡って健やかな心身と豊かな人間性を培うために重要です。学校では、家庭や地域、他校との連携を図りながら、次の観点を踏まえながら、食育を進めています。

- ・栄養バランスの理解など、望ましい食習慣に対する自己管理能力の向上
- ・生産者の苦勞・努力や自然の恩恵への感謝の心など、社会性の育成
- ・地域の食文化や産物の理解を通じた郷土愛の醸成

2 各校における食育に関する取組

- (1) 地域の食文化や歴史を理解するための生産者からの指導・助言
寺田いもの栽培、田植えから稲刈り体験、イチジク栽培の学習



苗を植えている様子

- (2) 地域の支援による食に関する学習指導

教科指導（家庭科、総合の時間、生活科）における地域の特色を生かした調理実習

（寺田西小学校とヘルスメイト（城陽市食生活改善推進委員））

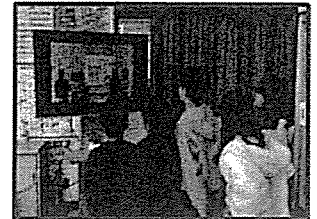


調理実習の様子

- (3) ICTを活用した食に関する他地域との交流学习

特産物や学校給食など互いの地域の魅力を発信する学校間交流

（寺田南小学校と姉妹都市（三朝町立三朝小学校））



給食交流の様子

3 学校給食センターの取組

- (1) 給食センターの役割

成長期にある児童に望ましい食習慣と適切な栄養を提供するとともに、各校の食に関する指導と関連付け、食育の教材として活用できる献立内容の充実を図っています。

- (2) 具体的な取組

ア 食を楽しみ、関心を高める支援

- ・センターだよりによる給食の歴史や献立の変遷等の様々なエピソードの発信
- ・暦や季節の行事にあわせたタイムリーな給食の提供
- ・和食を楽しむ日、絵本に登場する食事、外国の料理など、工夫した献立の設定
- ・児童が応募したデザートのパッケージデザインの提供

イ 食生活への正しい知識を身に付けるための支援

- ・日々の給食献立の栄養バランスを児童が全校に放送
- ・食材の働きについて、紙芝居やICTを活用した栄養教諭による学校訪問指導
- ・地域の特性や食材に親しみをもち、理解を深めるための地産地消の推進
- ・食事や配膳の仕方などのマナーに関する作成動画の配信

2月の生徒指導上の事象

件数と男女別指導延べ人数（令和6年2月1日～2月29日）

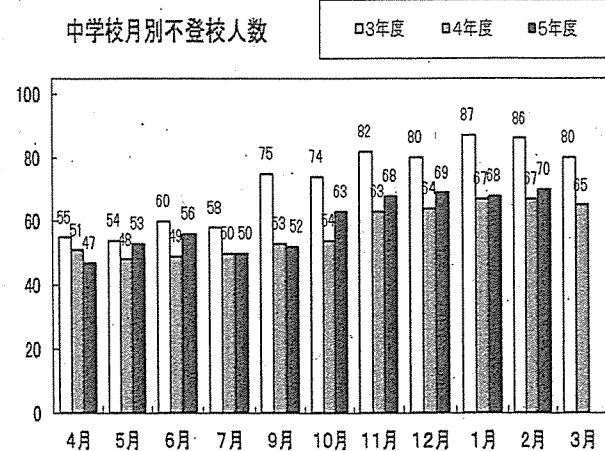
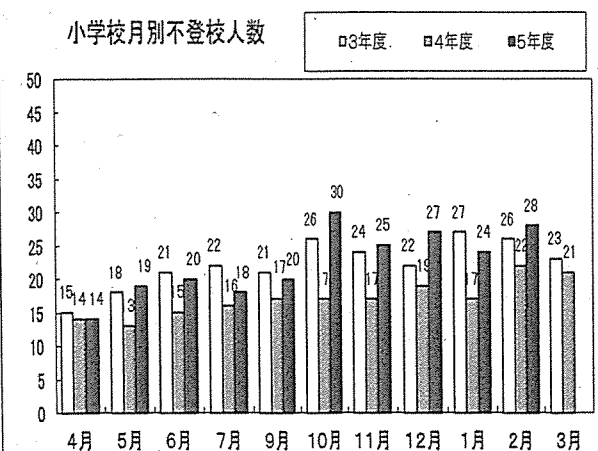
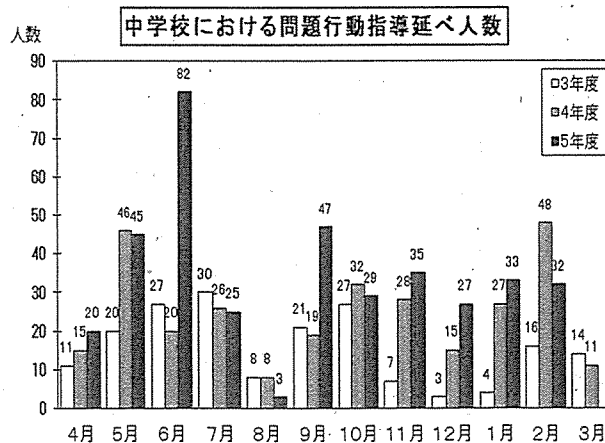
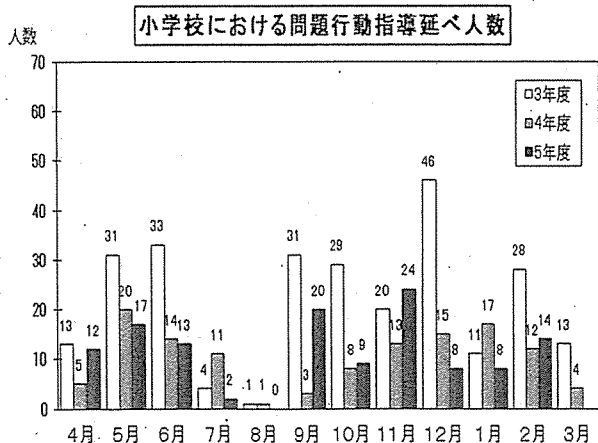
問題行動 件数 校種	人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		暴力 生徒 対教師 対人 間	暴力 対教師 対人 間	暴力 対教師 対人 間	器物 損壊	器物 損壊	器物 損壊	器物 損壊	器物 損壊	器物 損壊	器物 損壊	器物 損壊	器物 損壊	器物 損壊	器物 損壊	器物 損壊	器物 損壊	器物 損壊	器物 損壊	その他 被 害 等	その他 被 害 等
小 学 校	件数	1			2					1									7	11	28
	男	1			2					1									9	13	17
	女																		1	1	11
中 学 校	件数	1			2					1						1			11	16	70
	男	1			4														19	24	30
	女									1						1			6	8	40

問題行動学年別指導人数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	中1	中2	中3	合計
男		4	1	3	3	2	13	8	7	9	24
女				1		1	5	3			8
計		4	1	4	3	2	14	13	10	9	32

不登校児童生徒学年別人数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	中1	中2	中3	合計
男	1	1		4	5	6	17	8	11	11	30
女				4	4	3	11	8	12	20	40
計	1	1		8	9	9	28	16	23	31	70



※はぐくみ第453号より抜粋

参考資料

3月の生徒指導上の事象

件数と男女別指導延べ人数（令和6年3月1日～3月31日）

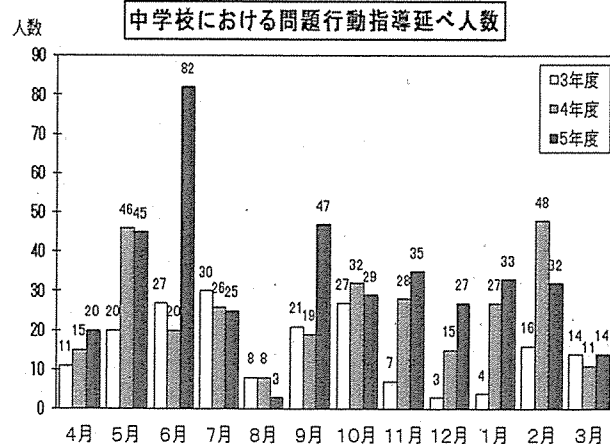
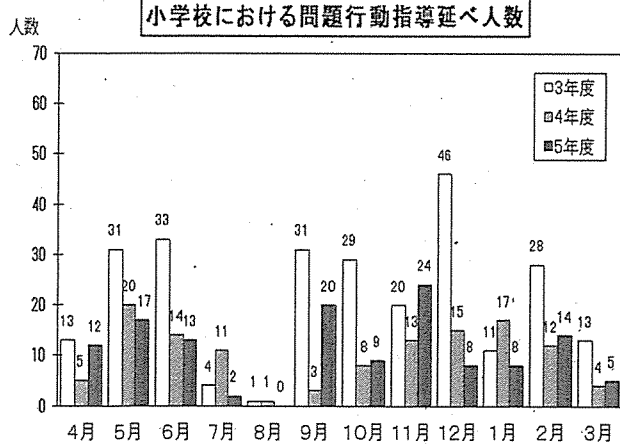
問題行動 件数 校種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	暴力			器 物 損 壊	恐 ろ か	窃 盗	金 銭 ・ 物 品	盗 竊 ・ 自 転 車	金 銭 の 持 ち 出 し	火 災	喫 煙	飲 酒	薬 物 乱 用	悪 質 ・ 不 健 全	無 断 外 泊 ・ 家 出	わ い せ つ な 行 為	不 健 全 性 的 行 為	そ の 他	不 登 校	そ の 他 被 害 等
	生 徒 間	対 教 師	対 人																	
小 学 校																		5	5	20
男																		5	5	11
女																				9
中 学 校				1			1											4	6	45
男				1			1											10	12	19
女																		2	2	26

問題行動学年別指導人数

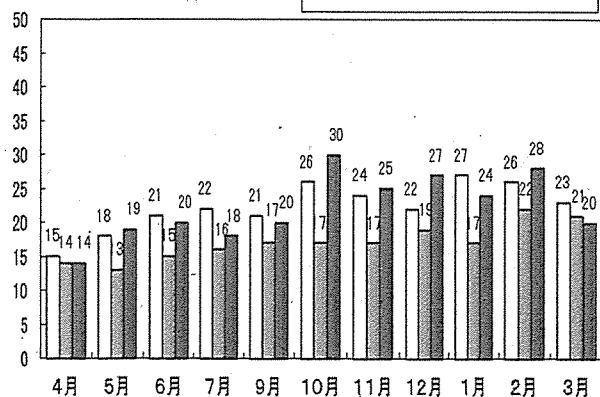
学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合 計	中1	中2	中3	合 計
男				3	1	1	5	7		5	12
女								2			2
計				3	1	1	5	9		5	14

不登校児童生徒学年別人数

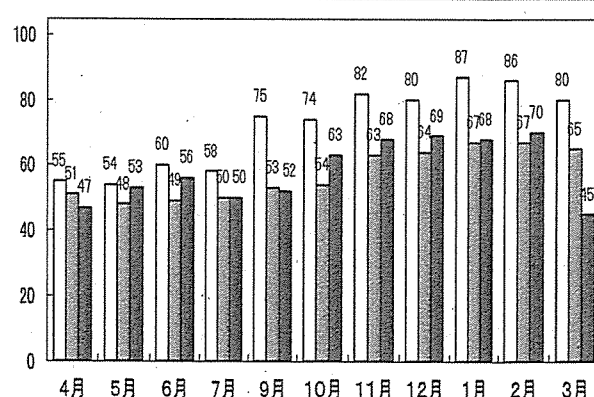
学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合 計	中1	中2	中3	合 計
男				2	4	5	11	5	10	4	19
女				2	4	3	9	6	14	6	26
計				4	8	8	20	11	24	10	45



小学校月別不登校人数



中学校月別不登校人数



※はぐくみ第454号より抜粋

参考資料

4月の生徒指導上の事象

件数と男女別指導延べ人数（令和6年4月1日～4月30日）

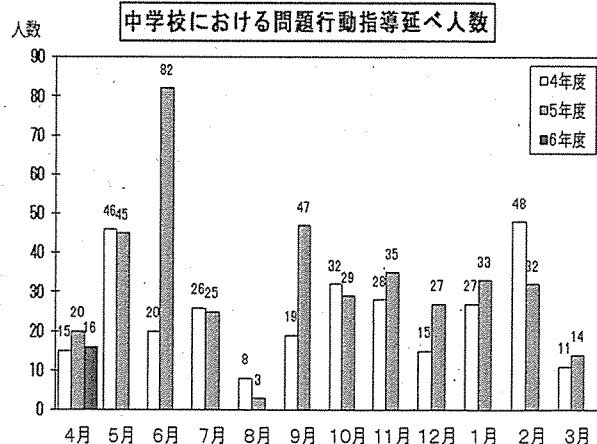
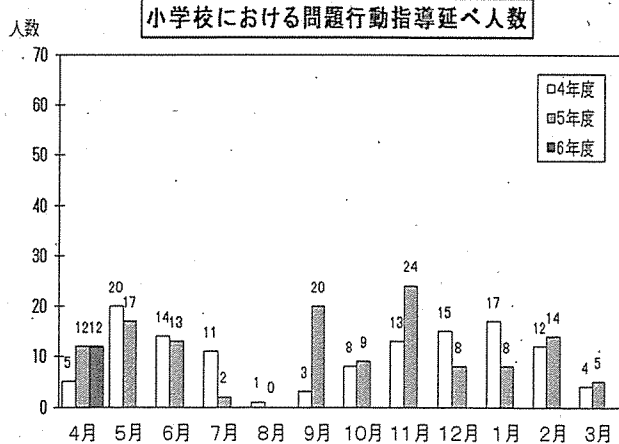
問題行動 件数 校種 人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	暴力			器 物 損 壊	恐 ろ か	窃 盗	盗 竊	金 銭 の 持 ち 出 し	火 災	喫 煙	飲 酒	薬 物 乱 用	悪 質 な 言 行	無 断 外 泊 ・ 家 出	わ い せ づ な 行 為	不 健 全 性 的 行 為	そ の 他	計	不 登 校	そ の 他 被 害 等
	生 徒 間	対 教 師	対 人			万 引 き	金 銭 ・ 物 品	バ イ ク ・ 自 転 車												
小 学 校	件数																6	6	10	
男																	6	6	5	
女																	6	6	5	
中 学 校	件数						1										9	10	36	
男							1										15	16	23	
女																			13	

問題行動学年別指導人数

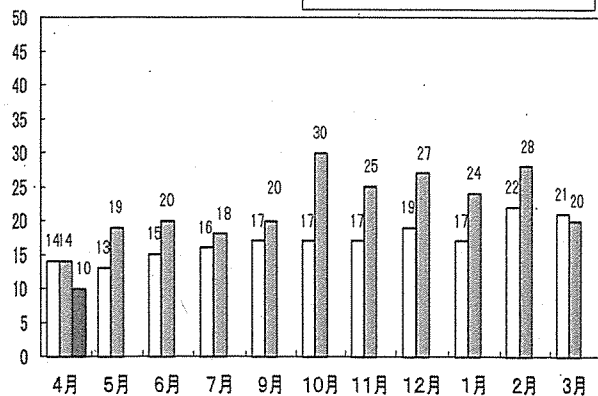
学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	中1	中2	中3	合計
男			1	2	2	1	6		6	10	16
女					6		6				
計			1	2	8	1	12		6	10	16

不登校児童生徒学年別人数

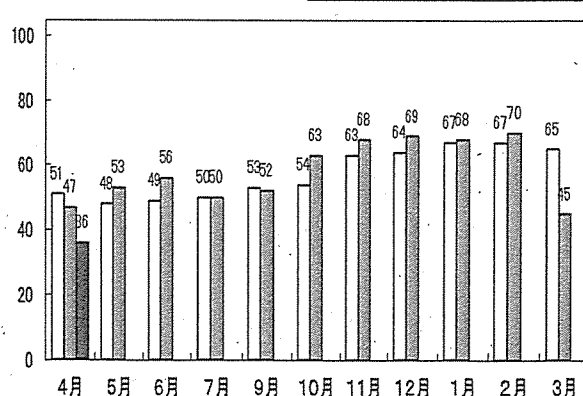
学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	中1	中2	中3	合計
男		1	1		1	2	5	5	5	13	23
女					1	4	5	2	4	7	13
計		1	1		2	6	10	7	9	20	36



小学校月別不登校人数



中学校月別不登校人数



※はぐくみ第455号より抜粋